

マレーシアで暮らしていると「第2（あるいはそれ以上）婦人」なる存在と知り合うことがある。私自身もいまから20年ほど前、調査のためクランタンの農村に住み込んでいたとき、お世話になった大家さんの奥様が第2婦人であった。もちろん複数の妻帯をしている男性の数自体はそう多くないが、一夫多妻制度が現在でも維持されていることは、日本人がイスラムの「不思議さ」を身近に感じる機会のひとつであろう。

周知の通りコーランでは、男性には、妻たちを公平に扱うという条件の下で最大4人までの妻帯が認められている。マレーシアでムスリム男性の多妻が認めら

知識探訪

多民族社会の横顔を読む



【第4回】

多和田裕司

(大阪市立大学大学院文学研究科教授)

多妻婚から見るマレー・イスラム

代にかけて、各州で「家族法条例」が改正されていく。コーランが多妻婚を認めているのに人間の手になる法律がそれを認めないことに対する異議申し立てにより、裁判所の許可のない多妻婚であっても婚姻として認められることになったのである。

これに対して多妻婚に批判的なムスリムは、裁判所の許可を得ないことに対する罰則規定は軽微であり、

事実上無条件に多妻婚が可能となったと批判している。さらに2000年代になると、今度は女性の権利保護

宗教、女性の権利、度重なる法改正…… 現代化の中で揺れる「一夫多妻婚」制度

れているのもこれがよりどころとなっている。一見、議論の余地はなさそうだが、これを制度として実現する過程においては、一方にコーランの章句を字義通りに解釈する立場と、他方で現代世界における標準としての一夫一妻的な方向を求める立場を両極としながら、さまざまな議論が戦わされてきた。一夫多妻の制度化は現代社会におけるイスラムを考える上で、きわめて興味深いテーマである。

マレーシアではムスリムの婚姻は各州の定める「イスラム家族法条例」によって規定されている(連邦直轄領のみ「イスラム家族法」となる)。いまのような「家族法条例」が成立したのは1980年代以降のことであり、それ以前は別の条例で「婚姻はイスラム教義に基づく」というような一語で規定されただけであった。「家族法条例」制定によって、多妻婚を含めてムスリムの婚姻手続きがより明確化されたのである。

導入初期の「家族法条例」では、ムスリム男性が多妻婚を希望する場合には、事前にシャリア裁判所の許可を得ることが求められた。コーランがいうところの「公平な扱い」を、裁判所が担保したのである。裁判所の許可のない多妻婚は婚姻自体が認められないという取り扱いであった。しかし、1980年代後半から90年

マレーシアの多妻婚をめぐる制度の変遷

1980年代以前	80年代前半	80年代後半～90年代	2000年代以降
「婚姻はイスラム教義に基づく」という定義のみ	法整備が進み、婚姻手続き明確に。多妻婚に宗教裁判所の許可を義務化	法改正進む。裁判所許可が形骸化し、多妻婚がより自由に	女性の権利保護の観点から、多妻婚の法規制を求める動き

を理由に再度、条例の改正が図られるなど、多妻婚をめぐる法規制は微妙に揺れ続けている。

この微妙な揺れこそが、実はイスラムが現代社会で実現されるありようにほかならない。ムスリムであるかぎりコーランに代表されるイスラムの規範を否定することはあり得ない。しかしその同じムスリムが現代世界を生き、イスラム以外の規範や価値観をも既に内面化しているのである。両者をいかに折り合わせていくか。多妻婚規程に関する議論にもその試みの一端を見ることができる。

【執筆者プロフィール】1961年、大阪府生まれ。大阪大学大学院人間科学研究科修了。博士(人間科学)。長崎大学助教授などを経て現職。専門は文化人類学。クランタン州でのフィールドワーク等に従事。マレーシアを手がかりに現代世界におけるイスラムのありかたを解明すべく研究を続けている。著書に『マレー・イスラムの人類学』(ナカニシヤ出版)など。